

インフルエンザに関する特定感染症予防指針の改正について（案）

平成 29 年 9 月 14 日

健康局健康課予防接種室

結核感染症課

○改正の経緯と概要

インフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成 11 年厚生省告示第 247 号）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）及び予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づき定められている。これまで、平成 12、17、22、26、27 年にそれぞれ改正されているが、今般、以下に掲げる主なポイントについての改正を行うこととしたい。

なお、本指針を変更しようとするときは、「あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない」こととされており、また、本指針は予防接種法に基づく個別予防接種推進指針としての性格も有するため、本指針の改正に際しては、感染症部会及び予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会のそれぞれに意見を求める必要がある。なお、平成 29 年 6 月 19 日に開催された第 21 回感染症部会において、本改正についての検討を進めることで了承を得ている。

○改正の主なポイント

① 第一 原因の究明

→ 感染症法改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）による感染症に関する情報の収集体制の強化に伴う修正を行う。

② 第六 新型インフルエンザ

→ 新型インフルエンザ対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）等が、総合的な推進を図るための指針の役割を果たしているため、削除する。